

(一社) 奈良県建設業協会長 殿

奈良県県土マネジメント部  
地域デザイン推進局建築安全推進課長

## 奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会の参加について（依頼）

日頃より建築行政にご協力を賜りありがとうございます。

被災宅地危険度判定制度は、平成7年の阪神・淡路大震災が契機となって創設された制度で、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度の判定を行うことによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

本県においても平成12年5月に県及び市町村等により奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を設立し、被災宅地危険度判定が円滑に行えるように判定体制の整備を行っているところです。

つきましては、被災宅地の危険度判定の実施に協力（ボランティア活動）していただける方で、下記資格要件を有する方を対象に別添のとおり「奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催いたしますので、別紙ポスターの掲示など会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 資格要件

奈良県内に居住地又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者。

- 1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者。(様式第2号裏面参照)
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。  
ただし、土木・建築の技術職員として採用された者を前提とする。
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者。

#### <問い合わせ先>

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局  
建築安全推進課開発指導係 担当：長谷川・池田  
TEL：0742-27-7573



# 『奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会』のご案内

被災宅地危険度判定は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度の判定を行うことによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

本県においても、地震または降雨等の災害時の被災宅地の危険度判定の実施に備えるため、平成9年度から被災宅地危険度判定士の養成・登録の維持に向けて取り組んでおり、本年度も危険度判定の実施に必要な知識及び技術を習得していただくための講習会を開催いたします。

地震または降雨等の災害による被災宅地の危険度判定に協力（ボランティア活動）していただける方については、この機会に是非受講され「被災宅地危険度判定士」として県登録を受けていただきますようお願いいたします。

主 催：奈良 県

## 1. 日時及び場所等

日時：令和4年10月14日(金) 13:45～16:30（受付は13:15より）

場所：奈良公園バスターミナル レクチャーホール（奈良県庁舎 東隣）  
（奈良市登大路町76 TEL 0742-81-3151）

※ 公共交通機関のご利用をお願いします。

## 2. 受講資格

奈良県内に居住又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者。

- 1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者。（様式第2号裏面参照）
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。  
ただし、土木・建築の技術職員として採用された者を前提とする。
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者。

## 3. 受講料

無料

## 4. 申込方法

別添の「被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）」及び「資格要件申告書（様式第2号）」又は「実務経験証明書（様式第3号）」に必要事項を記入のうえ、必要な添付書類を添えて、申込先に郵送又は持参してください。

提出書類の記載内容及び添付書類に不備がある場合には、受講できない場合がありますので十分ご注意ください。

## 5. 申込期日

令和4年 9月28日(水)  
(定員は80名です。定員になり次第、締め切らせていただきます。定員に達したために、受付できなかった場合は、担当から電話にて連絡させていただきます。)

## 6. 講習日程

時 間	内 容
13:15~13:45	(受 付)
13:45~13:50	開講挨拶
13:50~15:10	判定士の業務内容及び被災宅地判定技術について
15:10~15:20	(休 憩)
15:20~16:10	調査票記入の実習
16:10~16:20	質疑応答
16:20~16:30	被災宅地危険度判定士登録手続きについて

## 7. そ の 他

登録される方は、受講後に会場において、「奈良県被災宅地危険度判定士」として登録の手続きを行っていただきますので、以下のものをご持参下さい。

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影した写真 1枚  
(縦3cm×横2.4cmのカラー写真、顔の判別できるもの。裏面に氏名を記入。)

### 申込先・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局  
建築安全推進課開発指導係 長谷川・池田  
TEL 0742-27-7573(直通)

令和4年度

# 奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会

主催／奈良県

地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被災宅地の危険度判定の実施に協力(ボランティア活動)をして頂ける「被災宅地危険度判定士」の養成講習会を開催します。



## 開催日

令和4年10月14日(金)  
13時45分～16時30分

## 開催会場

奈良公園バスターミナル  
レクチャーホール(奈良県庁舎 東隣)  
奈良市登大路町76  
TEL 0742-81-3151

受講料：無料

※公共交通機関のご利用をお願いします。

## 受講資格

奈良県内に居住又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者

- 1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者

## 申込期日

令和4年 9月28日(水)

(定員80名、定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承下さい。)

※上記期間内に、「被災宅地危険度判定士登録申請書」に必要書類を添えて提出して下さい。

※申請書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課のホームページからダウンロードして下さい。

## 申込先・問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課 開発指導係  
TEL 0742-27-7573(直通)

